

令和3年度 第3回騒音障害防止のためのガイドライン見直し検討会  
議事要旨

○開催日時 : 令和3年10月6日(水) 10:00~12:00

○開催場所 : TKP 品川カンファレンスセンター カンファレンスルーム6D  
及びWEB方式

○出席者

委員(50音順、敬称略)

安福 慎一

井上 仁郎

大屋 正晴

岡本 和人

菅 晃

國谷 勲

佐藤 恭二

柴田 延幸

清水 英佑

和田 哲郎

厚生労働省

構 健一 (労働衛生課主任中央労働衛生専門官)

早川 慎 (労働衛生課産業保健支援室係長)

事務局

中央労働災害防止協会

○資料

3-1. 第2回検討会における議論の整理(案)

3-2. 対象作業場の範囲に関する見直しの方向性(案)

3-3. 特殊健康診断に関する課題の整理(案)

3-4. 騒音特殊健康診断の現状について

3-5. 騒音の作業環境管理の現状について

3-6. 騒音ばく露測定についての論点(案)

○参考配付

日本産業衛生学会における騒音の許容基準

○議題

1) 前回議論の確認について

- 2) 特殊健康診断の方向性について
- 3) 騒音ばく露レベルの把握の現状と課題について

#### ○議事

- 前回議論の確認について、「第2回検討会における議論の整理(案)」(資料3-1)を事務局より説明し、了解された。
  
- 前回議論を踏まえて整理した「対象作業場の範囲に関する見直しの方向性(案)」(資料3-2)を事務局より説明し、次のような議論を経て了解された。
  - ・ 対象作業場で行われる作業は、それ自体は騒音を発生していなくても「対象作業」であるということだと、建設工事現場などに定着しにくいのではないかと。シールド工場のバッテリー軌道車運転やコンクリートはつり作業で、現場全体ということになってしまう。
  - ⇒ 現行ガイドラインにおける「騒音作業」の定義に基づくもので、騒音を発する機械の隣にいる補助者や周辺作業員も騒音にばく露するという考え方によるもの。製造業や内装工事など閉鎖空間はよいとして、道路工事現場などではどこまでを範囲に含めるかを明確にしたほうがよいだろう。等価騒音レベル85dB以上になるかどうかのポイント。
  - ・ 屋内作業やシールドトンネル工事で同じエリアにいる者が影響を受けるのは理解できるが、屋外作業の場合どこまでを範囲とするのが適切か？健康診断の対象者の考え方とも関連するので工事原価にも影響する。
  - ⇒ 現行ガイドラインでは屋外作業についても考え方は同じだが、騒音作業の範囲が明確でない部分はある。ガイドライン改定の際に屋外での騒音作業の範囲を明確にすべき。シールドトンネル工場の軌道車については、トンネル内すべてではなく軌道車の運転者や同乗者を念頭に置くのが妥当ではないか。
  - ・ 騒音作業の範囲は、最終的には、B測定の結果が85dB以上かどうかで判断すればよいのではないかと。
  - ・ 作業員の個人ばく露がわかれば、対象作業かどうか判断できるのではないかと。
  - ・ 測定してリスクを見積もり判断するのを基本とすればよいが、すべての作業でばく露測定ができるわけではない。
  
- 前回議論を踏まえて整理した「特殊健康診断に関する課題の整理(案)」(資料3-3)を事務局から説明した。現行の雇入れ時健診、定期健診、二次健診の趣旨等を整理した「騒音特殊健康診断の現状について」(資料3-4)を厚生労働省からそれぞれ説明し、健康診断をどのように見直すかを議論した。
  - ・ 騒音従事者に対する定期健康診断は、効率よく行うことも重要なので、検査周波数は1000Hzと4000Hzの2つのままとするのが現実的だが、閾値検査に代わるものとして、高音域の計測音圧レベルは40dBだけでなくより小さいものも加えるべき。
  - ・ 本来は、定期健康診断についても6000Hzを追加するのが望ましいが、普及してい

る健診機器の状況や操作方法なども考えると、検査周波数を2つとしたままで、1000Hz, 4000Hzの計測音圧レベルを25dB, 30dB, 40dBについて検査することで許容できる。ただし、二次検査において6000Hzを追加することは必須。

- ・二次検査も含めて検査が完了することにかんがみれば、定期健康診断で異常値が出た場合に円滑に二次検査に移行するよう、ガイドラインでも示すべき。
  - ・現在普及している健診用オーディオメータは複数あり、上位機種では6,000Hzやごく低い聴力レベルを測定できるが、一般定期健康診断で多用される下位機種では制約がある。騒音従事者向け定期健康診断についても、多くの健診機関で必要な項目を容易に測定できることが望ましいことは確か。
  - ・騒音定期健康診断の精度が重要ということであれば、健康診断が本来必要な人に対象者を絞り込みつつ、健康診断項目を充実させることがよいのではないか。
- ⇒聴力検査項目を増やすことは、早期把握の観点から必須という議論であるから最優先。騒音ばく露レベルに応じて健康診断を省略することは現行でも認められているので、これを明確化することは可能と思われる。
- ・ガイドラインの解説では年2回の健診のうち1回は閾値検査をすることが望ましいと書かれているが、担保されていない。リスクの低い人まで健診をするのは無駄であり、リスクの高い人にしっかりした健診をすることが重要。現行の健診でも、作業環境測定結果が85dB未満であれば健診を省略できることとなっているが、個人ばく露レベルに基づく省略基準も定める必要がある。
  - ・ひとたび有所見とされた対象者は、次回から二次検査を行えば足りるはず。騒音性難聴は改善しないので、無用なスクリーニング検査を避けることは当然だが、現実には行われている。
- ⇒ガイドラインとしてもスクリーニング検査を省略できるよう、対応を明記しておくのが合理的。
- ・現行の騒音健診の費用は、一次検査では2,300円～3,600円程度、二次検査ではこれにプラス600円程度と聞いている。一次検査で音圧レベルのポイント数を増やせば若干増額するし、二次検査で6,000Hzを追加すれば500円程度増額すると思われる。
  - ・ガイドラインに載っているのに企業が対策を講じなければ訴訟となり得る。雇入れ時健康診断や結果の記録という点も重要。
  - ・年2回の騒音定期健康診断のうち1回は、騒音従事者以外も対象となる一般定期健康診断に統合して行えるよう、現行ガイドラインと同様に配慮するのがよい。
  - ・集団全体の効率化を考えると、一般定期健康診断との組合せは当然考慮する。
  - ・就業開始時期が同じでない中で、年2回の騒音定期健康診断の各回の基準が違ふことは健康診断の事務が複雑になりすぎる。検査内容の増加を最小限にして年2回とも同じ検査でよい。
  - ・確かに入職や退職など短期の出入りも多いのでは。検査項目追加が早期発見に役立つかどうか優先されるべきで、他の制度との組合せなど運用面にとらわれすぎて項目追加の意味がなくなると困る。

- ・建設工事現場だけでなく、工場においても季節作業をはじめ働き方が多様化しており、健康診断の対象が複雑になりすぎるようにも思う。

● 「騒音の作業環境管理の現状について」（資料 3-5）、「騒音ばく露測定についての論点（案）」（資料 3-6）について厚生労働省担当官より説明し、騒音ばく露レベルの把握の現状と課題について議論を行った。

- ・資料 3-5 に関し、「屋内作業場以外の測定」では、改善すべき課題として、測定場所、測定時期の選定が測定者にゆだねられるしくみで、騒音という有害要因についてはそれが測定結果を大きく左右することがある。個人ばく露測定の導入で、そうした恣意性を排除できるし作業時間中は装着させておく以外の手間はかからないので、建設業などでも使いやすい。これは屋内作業場での B 測定においても同じ。個人ばく露の評価として日本産業衛生学会の評価基準を採用することにも賛成。
- ・騒音に関し、屋外測定や B 測定を個人ばく露測定に置き換える流れには賛成。測定機器や測定方法について、日本ではなじみがうすいから、ガイドラインで明記することで定着を促進するのがよい。技術的には、測定方法、測定位置も定めるべき。個人ばく露測定を導入することで、作業場の評価から作業者のばく露を評価し、作業方法や作業時間の管理に活かす考え方となるから、指標やデータを関係者に提供するしくみも整えるべき。
- ・製造現場での経験からいうと、騒音については個人ばく露こそ意味があり対策につながる。制度で求められる騒音測定以外に、衛生管理者などが通常業務で手軽に測ることにもメリットがある。
- ・造船所では騒音発生作業が多数あるので、測定対象者は多くなるはずだが、そのすべてを厳密に測定するとなると、外部委託など測定費用負担が増大する懸念がある。
- ・個人ばく露測定はいい方法だと思うが、建設業で行っている B 測定をすべて個人ばく露測定に移行するには、測定機器の確保や測定方法など実務上円滑に導入できることの確認が欲しい。最近の粉じん対策でこれらが整わず現場が混乱した苦い経験がある。機器が小型で作業者の負担にならなければよいが、背中に背負うなどは困る。

⇒個人ばく露計は日本では製造されていないが、国際的には広く普及しているので、入手できないものではない。また、作業環境測定で用いる騒音計についても、ばく露計の機能があれば個人ばく露測定は可能である。一方で、測定器メーカーにも、日本での働き方に合わせて作業者に負担の少ないばく露計を開発すべきという思いはある。

個人ばく露の測定機器や測定方法は、新たに準備するわけではなく既に確立したものを導入するという考え。昨年度の調査事業で個人ばく露測定を行ったところ、作業者に負担とならないサイズで、長時間着用となるものの手間はかからない。とはいえ、現場のオペレーションへの配慮と測定結果の取扱いなどよく検討すべき。

- ・聴覚保護具は、実際の騒音ばく露量を把握した上で所定の性能をもつものを選択するのが基本。聴覚保護具に示された遮音性能表示により、ばく露をどのくらい低減

できるかがわかる。聴覚保護具を選んでもきちんと装着しないと所定の性能は出ないので、正しい着用にも重点を置くべき。ガイドラインに、聴覚保護具のフィットテスト機器での確認を推奨することで理解が深まる。

- 保護具の選定にはばく露量の把握が必要という原則は理解するが、測れないこともあるので、例えば、大きな騒音を発生する機械や工具に着目して、ばく露レベルを推計することで保護具の選定は可能か。最終的に必要なのは、測定値ではなく騒音障害防止の措置である。
  - 「場の測定」から「個人ばく露測定」に全面的に移行することは難しいので、個人ばく露測定を B 測定が適切でない場所での測定や、B 測定の代わりに測定として位置付けるのがよい。個人ばく露計は作業員全員に装着するのではなく、作業グループごとに測ればよいこと、繰り返し作業では測定時間を短縮できることなど、実用上の配慮も整備されている。
- ⇒本日の議論を踏まえて、事務局で個人ばく露測定の方角性を整理して、次回資料として提出することとする。